

茅ヶ崎西浜駐車場跡地活用検討委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市規則第 3 2 号

茅ヶ崎西浜駐車場跡地活用検討委員会規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎西浜駐車場跡地活用検討委員会規則（平成 2 8 年茅ヶ崎市規則第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

茅ヶ崎海岸グランドプラン市有地活用検討委員会規則

第 1 条中「茅ヶ崎西浜駐車場跡地活用検討委員会」を「茅ヶ崎海岸グランドプラン市有地活用検討委員会」に改める。

第 2 条中「茅ヶ崎西浜駐車場跡地」を「茅ヶ崎海岸グランドプランの区域内における市有地」に改める。

第 3 条第 1 項中「次に掲げる者」を「市の区域内の公共的団体等の代表者及び学識経験を有する者」に改め、同項各号を削る。

第 8 条を第 1 0 条とし、第 7 条を第 9 条とし、第 6 条を第 8 条とし、第 5 条の次に次の 2 条を加える。

（意見の聴取等）

第 6 条 委員会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（除斥）

第 7 条 委員は、自己、配偶者若しくは 3 親等内の親族又は自己若しくはこれらの者の所属する法人その他の団体に直接の利害関係のある事件については、その議事に加わることをできない。

附 則

この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。